平成２２年（フ）第１４２６号
仙台市青葉区八幡６丁目１番17号
破産者　有限会社庄泉工務店
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３３号
仙台市青葉区国見５丁目７―16―307号
破産者　有限会社東部建設資材
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５４６号
栃木県佐野市葛生西２丁目2964番地10
破産者　株式会社熊本組
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０５号
栃木県鹿沼市見野２番地30
破産者　荒井　京子
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８１６号
栃木県宇都宮市下河原１丁目３番33号
破産者　有限会社オーナーズネットワーク
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８１７号
栃木県宇都宮市上田原町952番地287、前住所栃木県宇都宮市下河原１丁目３番33号　ナイスアーバン下河原201号
破産者　船井　吉美
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４５号
千葉県野田市目吹1258番地の２
破産者　株式会社エイ・エヌ・シーロジスティック
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７４６号
千葉県野田市目吹1258番地の２
破産者　上野　克彦
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８２９号
千葉県柏市青葉台２丁目15番１号
破産者　有限会社高政工務店
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８３０号
千葉県柏市逆井４丁目18番３号グリーンシャトル101号
破産者　高橋　政利
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２６１３号
東京都渋谷区千駄ケ谷４丁目20番３号
破産者　株式会社ホリウチコーポレーション
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３５８号
東京都狛江市中和泉５丁目26番５号
破産者　有限会社エイブルホーム
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６１１号
神奈川県横浜市中区不老町２―９―２　ＤＰＭ不老町ビル302号
破産者　株式会社泰洋
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０１４号
千葉県松戸市上本郷618―１―611、住民票上の住所神奈川県横浜市青葉区あざみ野１丁目26―16―101
破産者　小森　博行
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７６５号
山口県岩国市麻里布町７丁目６番18号
破産者　株式会社エイアイ企画
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１２５号
神奈川県川崎市高津区新作６丁目４―６―107、開始決定時の住所神奈川県川崎市中原区新城中町11―１―703
破産者　西島　勝義
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１７８号
埼玉県和光市南１丁目３―８―304
破産者　緒方　威儀
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１８３号
東京都西東京市北原町１丁目12番６号
破産者　有限会社三幣建装
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７５０号
神奈川県横浜市鶴見区東寺尾２丁目３―３―305
破産者　福元　大介
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５９４号
埼玉県戸田市笹目５丁目９―11―202
破産者　國井　　隆
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０３０号
千葉県浦安市東野１丁目26―１―108
破産者　下光智江子
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０５２号
東京都足立区入谷８丁目17―２、開始決定時の住所東京都足立区入谷７丁目11―26
破産者　小林　　操
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部